

別紙

令和4年度高齢者医療制度円滑運営事業実施要綱（保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業分）

第1 目的

特定健診の結果、受診勧奨判定とされた医療保険加入者（以下、「加入者」という。）について、医療保険者がかかりつけ医等と連携し生活習慣病の重症化予防を図る必要があるものの、現状、かかりつけ医での診療と、特定保健指導はじめとした医療保険者の取組との間で、連携する仕組みが乏しい。

また、社会生活面の課題が生活習慣病等の治療を困難にしている場合（※）もあるため、地域社会で行っている相談援助等の活動も活用しながら社会生活面の課題解決と合わせた健康に向けた取組みが重要である。

そのため、医療保険者による受診勧奨を契機として、かかりつけ医と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等を活用することで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組みを推進することを目的とする。

（※）孤立による食事意欲の低下などの社会的な課題のため糖尿病に対する食事療法が困難な場合に、地域社会での交流等につなげることにより孤立を解消、食事療法にも取り組むことで糖尿病を改善する可能性がある。

第2 実施主体

事業の実施主体は、公募により選定された保険者協議会（以下「選定協議会」という。）とする。

※本事業においては、保険者横断的に住民の予防・健康づくりを推進し、かかりつけ医と医療保険者等との連携を必要としている事業であるため、各保険者団体と地域医師会を構成員として組織されている保険者協議会を実施主体とする。

第3 事業の内容

1 事業概要

医療保険者は、得られた健診データを用いて、保健指導が必要な者と今すぐ医療機関に受診すべき者を把握することができる。医療保険者は、こうした健診データの分析を通じ、今すぐ医療機関に受診すべき者を把握するとともに、加入者が居住する地域の医師会等と協働し、当該者に対して受診勧奨を進めることで、当該者がより重い病気になることを防ぐことに努めることが重要である。同時に、医療保険者はかかりつけ医との協働において、加入者の健康面だけではなく、社会生活面の課題の解決も必要になる場合、地域社会で行っている相談援助等につなげていく。こうした医療保険者とかかりつけ医、そして地域の相談援助等を推進する事業をいう。

2 事業の実施

本事業の対象は以下の通りとする。

(1) かかりつけ医から医療保険者・地域の連携役（※）への情報連携事業

かかりつけ医から医療保険者等に、加入者の受診状況・診断結果・治療方針等、下記ア～エの情報について連携を行う。

ア. 加入者各種健診・検診結果

イ. 治療経過、現在の処方

ウ. 既往歴

エ. 生活環境

(※) 保健師、管理栄養士、医療ソーシャルワーカー、看護職、地域包括支援センター職員、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、認知症支援推進員等、幅広い職種・組織を対象として、かかりつけ医から情報提供を受けた加入者と地域コミュニティとを仲介する役割を担う者。

(2) 医療保険者・地域の連携役からかかりつけ医への経過フィードバック等事業

「2 事業の実施」の(1)でかかりつけ医から加入者の情報連携を受けた医療保険者等が、加入者が「2 事業の実施」(3)に記載の地域社会への参画等を経てどのような社会生活面及び健康面の課題の改善が見られたか、かかりつけ医にフィードバックする。

(3) 地域社会への相談援助等へつなげる事業

加入者を地域社会で行っている相談援助等につなげることで、健康面の課題の原因となっている社会生活面の課題解決に取り組む。

【取組例】

- ・加入者を地域コミュニティへ紹介し、イベント等への参加の勧奨等を推進する取組
- ・かかりつけ医から情報提供を受けた加入者に紹介する、地域コミュニティに関する情報交換会等の開催
- ・医療保険加入者が参画する地域コミュニティにて開催されるイベント等

との共同開催に関する取組

(4) かかりつけ医と地域の連携役となる人材育成事業

地域の連携役を育成するための研修の実施やプログラムの策定を行う。

【取組例】

- ・地域共生社会、地域包括ケアシステムについての研修会の実施
- ・連携役育成プログラムの策定

(5) 地域特性分析等事業

かかりつけ医等と地域コミュニティとの連携を効果的に行うために、地域の特性を把握するための調査・分析等の実施を支援する事業。

【取組例】

- ・地域の特性による、地域住民の健康への意識についての分析等の取組
- ・地域の社会資源の分布状況の把握・分析にかかる取組
- ・地域における医療にかかるニーズの調査・分析にかかる取組

(6) データ分析等事業

上記（1）～（5）の事業について、事業終了後に具体的な評価指標（数値）を用いた分析等を行う。

また、本事業を通じて、加入者の健康面及び社会生活面の課題解決効果についても、分析を行う。

3 留意事項

本事業の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 「2 事業の実施」(1)～(3)及び(6)に記載の事業については必須とし、その他の各事業についても積極的に行うことが望ましい。
- (2) 事業の実施にあたっては、事前に関係団体と調整の上行うこと。
- (3) 「2 事業の実施」(6)における分析においては、個人が特定されないよう充分な配慮を行うこと。

4 事業計画の提出

選定協議会は、本事業を実施するときは、別紙による事業実施計画書を作成し、当該年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
なお、当初の事業計画に変更が生じた場合には、変更後の事業実施計画書を作成し、速やかに厚生労働大臣に提出するものとする。

5 成果物の提出

選定協議会は、事業完了後に、データや分析結果等の成果物を、別に定める「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱（保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業分）」に基づく、事業実績報告書と共に、翌年度の4月10日までに厚生労働省に提出すること。

6 費用の負担

(1) 本事業は、厚生労働大臣が別に定める「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金交付要綱（保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり事業分）」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

(2) 補助金の対象年度と同じ会計年度の支出が補助金の対象となる

こと。

(3) 事業の一部を委託するときは、補助金の適正化や経済性の観点から予め複数の業者から見積書を徴し、最低価格を提示した事業者を選定すること。なお、当該見積書は、事業実施計画書提出の際に添付することとし、上記が行えない場合はその理由を明らかにした理由書を提出すること。